

高裁判断厳しく

高浜3、4号機仮処分巡り

関西電力高浜3、4号機（高浜町）の運転差し止めを命じた大阪地裁の仮処分について二十八日、大阪高裁が関電の抗告を認めて取り消す決定をした。稼働中の原発の運転を禁じた司法判断を覆した形だ。原発の運転差し止めを求める訴訟や仮処分申し立ては、全国各地で起こされ、二〇一一年の東京電力福島第一原発事故後、地裁では差し止めを命じる例が相次ぐが、高裁段階では厳しい判断が目

立つ。福島事故の前、原発の運転差し止めを命じたのは〇六年、北陸電力志賀原発2号機（石川県志賀町）の金沢地裁判決のみだった。しかし、事故後は福井地裁が一四、一五年、関電大飯原発3、4号機（おおい町）と高浜原発3、4号機（高浜町）の運転差し止めを命じた。高浜3、4号機については異議審で判断が覆されたが、大阪地裁が昨年三月、再び差し止めを認

めた。事故の教訓が司法にも及んだ格好だが、高裁段階では一転、一四年に大阪高裁が大飯3、4号機、昨年四月には福岡高裁宮崎支部が九州電力川内原発1、2号機（鹿児島県薩摩川内市）の差し止め請求を退けた。福島事故後は広域被害の危険を訴え、原発立地県以外での訴訟や仮処分申し立ても増えている。名古屋地

裁では、稼働四十年を越えた高浜1、2号機などの運転延長認可取り消しを求め係争中。この訴訟の北村栄弁護士は今回の大阪高裁の決定を受け「電力会社や政府は再稼働まっしぐらで、福島原発事故を忘れたかのようなか、司法のみが最後の頼みだっただけに非常に残念だ。しかし、まだ司法に良心は残っていると期待したい」とコメントしている。

原発差し止めをめぐる近年の主な司法判断

対象	訴訟	地裁(右は異議審)	高裁	最高裁
北陸電力志賀原発2号機(石川)	訴訟	金沢 ○(2006年3月)	×(09年3月)	×(10年10月)
中部電力浜岡原発1~4号機(静岡)	"	静岡 ×(07年10月)	?	
中国電力島根原発1,2号機(島根)	"	松江 ×(10年5月)	?	
11年3月 福島第一原発事故が発生				
関西電力大飯原発3,4号機(福井)	仮処分	大阪 ×(13年4月)	×(14年5月)	
	訴訟	福井 ○(14年5月)	?	
関電高浜原発3,4号機(福井)	仮処分	福井 ○(15年4月)	×(15年12月)	
	"	大津 ○(16年3月)	○(16年7月)	×(17年3月)
九州電力川内原発1,2号機(鹿児島)	"	鹿児島 ×(15年4月)	×(16年4月)	

○ 差し止めを命じる
× 差し止め認めず
? 係争中

を命じる例が相次ぐが、高裁段階では厳しい判断が目立つ。